

「国民年金保険料免除制度」をご利用ください

国民年金の長い加入期間中には、病気やけが、失業などの経済的理由で、保険料を支払うことが困難な時期があるかもしれません。そんなときは、「免除制度」があなたの年金を守ります。

- ・収入が少なく生活に困ったとき
- ・病気やけがなどで経済的に困ったとき
- ・失業や営業不振などで保険料を納めることに困るとき

手続きは「免除申請書」に必要事項を記入し、健康推進課または各支所市民生活課の国民年金窓口へ提出してください。代理で申請

■国民年金保険料の支払に困ったら

■国民年金保険料免除制度の案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付の案内や免除などの申請手続案内を民間事業者へ委託しています。

熊本県担当 日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体

☎0120(211)231

■予約相談を受け付けます

日本年金機構では、全国の年金事務所で年金相談の予約を受け付けています。

年金事務所窓口での年金請求手続きや、受給している年金について相談する人は、予約相談をご利用ください。予約は「ねんきんダイヤル」で受け付けています。

※希望日の1カ月前から前日まで予約できます。

※予約するときは、年金手帳や年金証書を準備してください。

問い合わせ先(ねんきんダイヤルナビダイヤル)

☎0570(05)1165

050で始まる電話で掛ける場合 ☎03(6700)1165

■追納制度

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きますので早めに追納することをお勧めします。

■後納制度

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れの国民年金保険料を納付することができます。後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった人が受給資格を得られることがあります。

また、これまで老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受けとれるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足して



国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

「老後」「もしも」のときに備えましょう

年金は、自分自身だけでなく世代間の助け合いです。未納のまましていると、「老後」の年金はもろること「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられない場合があります。このようないふことがないように、保険料は必ず納めましょう。

その場合、申請する人の年金手帳または納付書および印かんを預かってください。また、継続申請により期間延長承認に該当する人以外は、毎年申請が必要です。

※申請書提出後、年金事務所前年度所得額により審査があります。審査の結果、免除が認められないこともあります。

※国民年金保険料の一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された人は、残りの一部保険料を納めないと未納期間となり、老後に受け取る年金（老齢基礎年金）や障がいや死亡に対する年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金）を受け取ることができない場合があります。

■追納制度

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きますので早めに追納することをお勧めします。

■後納制度

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れの国民年金保険料を納付することができます。後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった人が受給資格を得られることがあります。

また、これまで老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受けとれるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足して

追納制度・後納制度をご存知ですか？

国民年金は、自分自身だけでなく世代間の助け合いです。未納のまましていると、「老後」の年金はもろること「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられない場合があります。このようないふことがないように、保険料は必ず納めましょう。

その場合、申請する人の年金手帳または納付書および印かんを預かってください。また、継続申請により期間延長承認に該当する人以外は、毎年申請が必要です。

※申請書提出後、年金事務所前年度所得額により審査があります。審査の結果、免除が認められないこともあります。

※国民年金保険料の一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された人は、残りの一部保険料を納めないと未納期間となり、老後に受け取る年金（老齢基礎年金）や障がいや死亡に対する年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金）を受け取ることができない場合があります。



菊池川（和水町）



旧玉名干拓施設（玉名市）



小学生による古代米の田植え体験（山鹿市）

Japan Heritage

菊池川流域「今昔『水稻』物語」

詳細ストーリー④ 菊池川流域は日本の米作り文化の縮図

古代から脈々と続けられてきた米作りの営みは、江戸時代には「天下第一の米」と呼ばれる肥後米の中心産地として発展していききました。将軍の御供米（神仏にささげるお米）にはこのお米が用いられ、大坂（現在の大阪府）では千両役者や横綱へのお祝い米として「肥後米進上」という立札を付けて贈られるほどの人気でした。そして、菊池川流域は今でも、全国で最高位の評価を受け続ける、日本有数の米どころです。

このように菊池川流域には、平地には古代の条里、山間には中世以降の井手と棚田、海辺には近世以降の干拓、そして沼地には近代の暗渠排水という、二千年の米作りを支えた先人の英知と情熱による土地利用の広がり、今もこの大地にその姿をとどめているのです。ここに来ればこうした姿を一堂に、しかもコンパクトに見ることができ、加えて、にぎやかな祭りや豊かな食が息づくなど、稲作に関わる無形の文化も一体的に体感できます。

これはまさに古代から現代までの日本の米作り文化の縮図といえ、菊池川流域は日本の米作りの文化的景観と、それによってもたらされた芸能や食文化に出会える稀有な場所なのです。

今回で詳細ストーリーの紹介を終了します。次回から、菊池川流域の日本遺産を構成する33の文化財を紹介いたします。

ホームページが完成しました

菊池川流域日本遺産の公式ホームページができました。構成文化財や地域の魅力を発信しますので、ぜひご覧ください。

<https://www.kikuchigawa.jp/>

ロゴマークを募集します

菊池川流域日本遺産をPRする「顔」となり、さまざまな場面で活用できるロゴマークを募集します。採用者には賞金10万円（高校生以下の場合は図書カード）を贈呈。たくさんのご応募をお待ちしています。詳しくは菊池川流域日本遺産公式ホームページをご覧ください。

応募方法 ホームページの専用応募フォームか郵送

募集期限 12月25日(月)

問い合わせ先 総合企画(株)内「菊池川流域日本遺産ロゴマーク応募」事務局

☎096(346)1711

米作り、二千年にわたる大地の記憶

シリーズ日本遺産 ④

問い合わせ先 生涯学習課 社会教育係 ☎0968(25)7232

